

イギリス労働運動史 浜林 正夫 (序章～1章)

□序章

以下のような時期で区分

1期 18世紀の終わりごろから1825年まで (1章)

労働組合の誕生期

2期 1825年から1850年 (2章)

結社禁止法の廃止・労働組合の合法化から、チャーティスと運動の終了

3期 1850年から1875年 (3章)

労働組合の政治離れと労働組合の合併から労働組合の組織的基礎の安定

4期 1875年から1914年 (4章・5章)

イギリスの大不況と労働運動の活性化

5期 2つの世界大戦の時期 (6章)

戦争と労働組合のあり方

6期 戦後 (7章)

2大政党制の政権と労働組合政策からブレア労働党政権

□1章 (～1825年)

○第一節 盗み、打ちこわし、ストライキ

財産というものについての考え方が変わり、これまで盗みとされていなかった行為が盗みとされるようになった。

村の共有地であったところが私有地になり、これに立ち入ることが禁止され、そこで木を切ったり、動物を捕まえたりすると、盗みとされるようになったのです。変わったのは労働者ではなく、法律とそのもとにある財産というものについての考えかたでした。

・農民の盗み

ex.狩猟場法

・労働者の盗み

資本の本源的蓄積

「いわゆる本源的蓄積は、生産者と生産手段との歴史的分離過程にほかならない」「農村の生産者である農民からの土地収奪がこの全課程の基礎をなしている」

→「着服」は慣習的に認められていたが、半農半工期に入り、労使紛争の原因となっていた。

→「打ちこわし」

※18世紀の打ちこわしの中心はウィルトシャを中心としたイングランド南西部

ラダイト運動は打ちこわしの最終段階。

・打ちこわしの基盤

- > 集団的な行動ですから、その基盤にはなんらかの集団があります。
- > この集団のもとには村落共同体で、食料暴動のときなどはこの共同体が行動を支えました。
- > これを一番の基礎にしながら、その上に先に述べた作業所を基礎とする職場集団が
- > 形成されています。
- > この作業所に仕事を請け負わせている問屋（これを織元といいます）と職場集団とのあいだに、
- > 機械の導入だけでなく、賃金や労働時間や雇用規制をめぐって対抗関係が生まれます。

↓
遍歴制度（トランピング・システム）という慣習により対抗関係が複数の事業所や地域全体に広がる

・ストライキ

ストライキがいっせいで就業拒否を表す言葉となったのは1768年。

以前は、「ターンアウト」「ウォークアウト」という言葉が使われ、職場から出て行き不当性をアピールしていた。

cf.大きなストライキの例 P.28

・弾圧と抵抗

日本・・・ 1898年 日本最初の労働組合 鉄鋼組合結成

1900年 治安警察法による弾圧

この時代、イギリスでは警察も自警団のようなもので体制が整っていない。

軍隊は大規模な騒乱のときに限られ、軍隊に対する反感も強いという条件で激しい弾圧はなかった。

スト破りは「ラフ・ミュージック」（フランスの「シャリヴァリ」）が行われた。

・賃金・生計費

職種による賃金格差が激しい

1797年 上級公務員 年133.73ポンド 週50シリング

教員 年43.21ポンド 週約17シリング

単純労働者 年25.09 週約10シリング

熟練労働者 年約40～67 週約16～27シリング

どのくらいの生活だったかをエンゲル係数でみると

熟練労働者（植字工）でエンゲル係数約65%

下級労働者 95%

・労働時間

労働者規制法は、労働日を短縮するのではなく、強制的に延長させるもの

1496年の法律では拘束が14～15時間、実働12～13時間

→実際には法律とは別にギルドがそれぞれに労働時間の規則を持っており、

一般的には6時から6時（シックス・トゥ・シックス）で実働時間は10から12時間

→18世紀中頃には長時間労働が持ち込まれる。

工場制度が導入されたところで14時間

繊維物業では18時間とか20時間

→法律で定められた休日はないがイギリス国教会の祝日が年に32日と

ギルドの守護神（守護聖人）の祝日にパレードもあった。

休日が減り、年間労働時間1760年2288時間から1830年3366時間に

「聖月曜日」（P39参照）の風習も制限されていく

・雇用問題

熟練労働者による徒弟法・職人法（1563年制定）を元にした新規雇用の制限

※のちのクラフトユニオンのクローズド・ショップ制につながる

→不熟練労働者の雇用は雇い主よりむしろ雇われた方に向けられていた

○第二節 労働組合のはじまり

エリザベス徒弟法の廃止（1814年）

→アソシエーションの時代

※個人主義と社会のつながりは地縁的な関係から個人が自発的に取り結ぶ契約的な関係へ

社会の中心が農村から都市へとかわっていく中で、クラブやソサィアティなどの市民団体が誕生。

・友愛協会

1793年友愛協会法制定。

「結社の自由」が認められていく。

ギルドの衰退とともに共済組合的な相互扶助システムがなくなり、代わりに友愛協会に加盟。

・労働組合

18世紀末には50の労働組合が存在。

最大の労働組合は1796年ヨークシャ西部で結成された「ブリーフ・インスティテューション」。

毛織物の労働組合で会員証があればどこの町でも仕事につくことができるというもの。

毛羽だて機反対運動がはじまりだったが、機械の導入だけでなく、会委員以外の雇用にも反対。

→結社禁止法により弾圧され、ラダイト運動に。